

科学研究費取扱要領
令和7年度（2025年度）版

杏林大学

公的資金企画管理課

目 次

はじめに	4
必要書類早見表	5
【1】 科研費の執行について	7
1. 使用ルールについて	7
2. 研究費の適正な執行について	7
3. 研究費の管理及び諸手続きについて	7
4. 研究費の使用方法について	9
(1) 物品の購入（備品・用品・消耗品）	9
1 備品・用品の購入	9
2 消耗品の購入	10
3 消耗品（図書、実験動物、放射性同位元素等）の購入	12
(2) 旅費の支払い	13
1 研究者自身の国内旅費、海外旅費	13
2 招聘旅費	15
3 旅費支払いにあたっての注意事項	16
(3) 謝金の支払い	17
(4) 人件費の支払い	18
(5) その他の費用の支払い	19
1 検査委託代、印刷製本代、英文校正（翻訳）代等の委託費	19
2 切手代、クオカード代、宅配便代、会議費・会場借料代、学会年会費、 論文投稿費、ライセンス使用料	21
3 オンライン学会の参加費	22
(6) 立替払いの注意点	22
(7) 注意事項	23
1 支払いについて	23
2 合算使用について	23
3 研究成果の公開時の義務について	23
4 研究費の繰越しについて	23
5 執行にあたってのルール	23
6 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」 改正に伴う注意事項	24

【2】各種様式

(様式1) 物品購入申請書	2 5
(様式2) 科研費引出請求書	2 6
(様式3) 物品寄付申請書	2 7
(様式4) 付帯工事調査依頼書	2 8
(様式5) 検査調書	2 9
(様式6) 旅費請求書	3 0
(様式7) 出張許可依頼書	3 1
(様式8) 出張報告(記録)書	3 2
(様式9) 謝金支払依頼書	3 3
(様式10) 会合報告(記録)書	3 4
(様式11) 科研費立替払い請求書	3 5
(様式12) 換金性の高い物品設置報告書	3 6
(様式13) 人件費(丙区分)請求書	3 7
(様式14) 謝金支払確認表	3 8
(記入例) 理由書	3 9

【2】各種規程

科研費支出基準	4 0
---------	-------	-----

はじめに

本冊子は科学研究費（以下「科研費」という。）に関する取扱要領を定めています。杏林大学所属の研究者（以下「研究者」という。）が受領した文部科学省・日本学術振興会の科学研究費助成事業に係る研究費（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金）及び厚生労働科学研究費補助金等（厚生労働科学研究費補助金、厚生労働行政推進調査事業費補助金）（以下「研究費」という。）の執行にあたっては、この取扱要領に基づいて手続きされるようお願いいたします。

前年度からの変更点

※変更箇所は赤字になっております。

- ・ 換金性の高い物品の追加（2024年度科研費取扱説明会オンデマンド時に案内した内容となります）
- ・ 実験動物の購入方法
- ・ 厚労科研の発注方法の変更（2024年7月1日に案内した内容となります）
- ・ クレジットカード明細の提出方法
- ・ 宿泊料の上限額（2024年8月10日及び13日に案内した内容となります）
- ・ 理由書の記入例添付

必要書類早見表

※執行にあたっては本冊子の各項目記載の説明をご確認願います。

費目	主な支出区分	内容、価格、基準等		発注者	検収の有無	必要書類 ※いずれも引出請求書【様式2】は要提出	参照箇所
物品の購入	備品	大型研究機器、実験装置、パソコン等々	1個または1組の価格が20万円以上、耐用年数1年以上の物品（研究機器及び用具）	研究者の依頼に基づき 公的資金企画管理課が発注	○	・請求書、納品書、見積書 ・物品寄付申請書【様式3】 ・契約書、検査調書(厚生労働科学研究費補助金のみ) ※納入単価が100万円以上の場合	P.9
	用品		1個または1組の価格が10万円以上、20万円未満、耐用年数1年以上の物品	研究者の依頼に基づき 公的資金企画管理課が発注		・請求書、納品書、見積書 ・物品寄付申請書【様式3】	P.9
	消耗品	文房具、実験試薬、インクカートリッジ等々（研究課題に係る物品）	1個または1式の価格が10万円未満の物品	研究者 ※公的資金企画管理課へ発注依頼しても可		・請求書、納品書、見積書 ・換金性の高い物品設置報告書【様式12】 ※換金性の高い物品の場合	P.11
	図書	書籍（電子書籍含む）、雑誌（電子ジャーナル含む）、DVD・CD-ROM等の映像コンテンツ		研究者が所属するキャンパスの図書館を通して発注		・請求書、納品書、見積書	P.12
	実験動物	研究用実験動物		研究者が所属するキャンパスの実験動物施設（部門）を通して発注		・請求書、納品書、見積書	P.12
	放射性同位元素	ラジオアイソトープ（RI）		研究者が所属するキャンパスの放射線同位元素部門を通して発注		・請求書、納品書、見積書	P.12
旅費	国内旅費、海外旅費	研究会（参加・発表）、フィールドワーク、研究打ち合わせ、講習会等		-	×	・学会等出張許可申請書 ※各学部の庶務課へ提出 ・出張報告（記録）書【様式8】 ・旅費、宿泊代、参加費等の参加証及び領収書（概算の場合請求書）、金額の明細が分かる書類、証拠書類 ・旅費請求書【様式6】 ※公的資金企画管理課で作成	P.13
	研究協力者への出張依頼（招聘旅費含む）					・出張許可依頼書【様式7】 或いはそれに準じた書類 ・出張報告（記録）書【様式8】 ・旅費、宿泊代、参加費等の参加証及び領収書（概算の場合請求書）、金額の明細が分かる書類、証拠書類 ・旅費請求書【様式6】 ※公的資金企画管理課で作成	P.15
謝金	研究協力者への謝礼金等	当該研究を遂行する為の被験者、資料整理、翻訳等の臨時的な依頼		-	×	・謝金支払依頼書【様式9】 ・謝金支払確認表【様式14】 ※単純な資料整理等、実験の被験者を依頼する場合 ・解析等結果の一部 ※本学出勤せず業務依頼する場合 ・業務依頼書・承諾書 ※通訳や講演など、成果物が出せない場合 ・演者略歴書 ※講演依頼の場合（自由様式）	P.17

※執行にあたっては本冊子の各項目記載の説明をご確認願います。

費目	主な支出区分	内容、価格、基準等	発注者	検収の有無	必要書類 ※いずれも引出請求書【様式2】は要提出	参照箇所
人件費	学園雇用（或いは派遣会社雇用）人件費	当該研究を遂行する為の資料整理、実験補助、翻訳等の継続的な依頼	-	×	【開始時】 ・要望書・登録票・カード申請書・通勤届・給与振込依頼票 【毎月提出】 ・出勤表・タイムカード 【支払時】 ・請求書	P.18
	検査委託代	検体検査、生理機能検査等各種検査委託	研究者 ※公的資金企画管理課へ発注依頼しても可	○	・請求書、納品書（検査結果の通知書等）、見積書	P.19
その他の費用	印刷製本代	成果発表等のレジュメ、会議資料、研究成果報告書の作成等	研究者 ※公的資金企画管理課へ発注依頼しても可	○	・請求書、納品書、見積書 ・納品された印刷物・製本の現物 ※配布した場合には配布先の一覧	P.20
	英文校正（翻訳）代	業者への翻訳、英文校正等の委託	研究者 ※公的資金企画管理課へ発注依頼しても可	○	・請求書、納品書、見積書 ・校正（翻訳）された論文等の一部	P.20
	切手代	郵便料	研究者	○	・科研費立替払請求書【様式11】 ・購入日、送付日、送付先、送付物を明記した一覧表 ・領収書	P.21
	クオカード代	アンケート協力、実験被験者協力に対する謝礼	研究者	○	・科研費立替払請求書【様式11】 ・受領証 ※受領日、住所、氏名を明記。一斉に手渡す場合は1枚の表で管理も可 ・領収書	P.21
	宅配便代	宅配便・ゆうパック	研究者	○	・科研費立替払請求書【様式11】 ・宅配業者の伝票控（領収印押印済） ※送付物の内容を明記	P.21
	会議費、会場借料	会議、打合せの為の会場借用費用、弁当代等	研究者	○	・会合報告（記録）書【様式10】 ・科研費立替払請求書【様式11】 ・会議の開催案内、パンフレット ・会議の議事録、芳名録 ・領収書（会議借料の場合、請求書・納品書・見積書）	P.21
	学会年会費	採択された課題に関連がある学会費	研究者	×	・科研費立替払請求書【様式11】 ・年会費の金額と期間が分かる書類 ・理由書（支出希望の研究との関連性を明記） ・領収書	P.21
	論文投稿費	採択された課題に関連がある投稿費	研究者	×	・科研費立替払請求書【様式11】 ・金額が分かる書類（invoice等） ・投稿論文（1ページ目） ・領収書	P.21
	ライセンス使用料	採択された課題に関連があるライセンス使用料	研究者	×	・科研費立替払請求書【様式11】 ・金額が分かる書類（見積書及びinvoice） ・納品したことが分かるメール等 ・理由書（支出希望の研究との関連性を明記）	P.22
	オンライン学会の参加費	学会参加	研究者	×	・要望書 ・会議の開催案内、パンフレット ・出張報告（記録）書【様式8】 ・参加証 ・領収書	P.22

【1】科研費の執行について

1. 使用ルールについて

研究費の執行は、以下のルール等に基づき取り扱うものとします。

文部科学省・日本学術振興会分

「研究者使用ルール（交付条件）」

[2025_kikin_rule.pdf](#)

「研究者使用ルール（補助条件）（令和7年度(2025年度)）」

[2025_hojyokin_rule.pdf](#)

厚生労働省分

「厚生労働省科学研究費補助金取扱規程」

[001475985.pdf](#)

「厚生労働省科学研究費補助金取扱細則」

[001469313.pdf](#)

「厚生労働省科学研究費補助金事務処理要領」

[001469315.pdf](#)

共通

「杏林大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」

「杏林大学科研費支出基準」

「科学研究費取扱要領」

[各種規程 | 杏林大学研究推進センター \(kyorin-u.ac.jp\)](#)

その他

「事業ごとの取扱要領」

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月1日改正)」

[研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン\(実施基準\)\(令和3年2月1日改正\) :](#)

[文部科学省 \(mext.go.jp\)](#)

2. 研究費の適正な執行について

研究者は交付申請書または契約書等の計画に従い、研究費を適正に執行しなければなりません。研究計画を大幅に変更する場合は、文部科学大臣または配分機関長の承認が必要になります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年2月18日改正)」に伴い、本学は「杏林大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」を改正しました。

3. 研究費の管理及び諸手続きについて

(1) 交付された研究費は、研究代表者、研究分担者の委任のもと学長名義の管理口座に受領し、公的資金企画管理課が管理します。

- (2) 研究者は、研究費の支出状況を把握し、適正に使用しなければなりません。
- (3) 研究費を使用する場合は「科研費引出請求書」(様式2)に必要な事項を記入し、押印の上、関係書類を添えて公的資金企画管理課に提出してください。

支払いは、原則として銀行の指定された口座に振り込みます。

- (4) 研究費の使用期間について

・科学研究費補助金(補助金分)、厚生労働科学研究費補助金等の研究費

(例：新学術領域研究、基盤研究(A)、厚生労働科学研究費補助金等における全事業)

使用開始：(当該年度)内定通知日以降

使用終了：年度末(3月31日)

・学術研究助成基金助成金(基金分)(例：基盤研究(B)、(C)、若手研究、挑戦的研究(開拓・萌芽)、研究活動スタート支援)

使用開始：研究期間の初年度の内定通知日以降

使用終了：研究計画の最終年度の3月末

これをふまえ、後述の「4. 研究費の使用方法について」における経費区分毎に、以下のとおり締切を設けます。学術研究助成基金助成金の継続課題については、各々の締切日以降に発生した伝票の支払いは次年度の支払いになります。

ただし、他大学の研究代表者から分担金の配分を受け研究を行う研究者は、代表校が指定する締切を優先してください。

【物品費】

設備備品費：当該年度の2月16日

消耗品費：当該年度の3月31日までに納品され、引出請求書が提出されたもの

【旅費】

当該年度の3月31日までの出張旅費

【謝金】

当該年度の3月11日までに役務が終了し、引出請求書が提出されたもの

【人件費】

当該年度の3月31日までの出勤した人件費

【その他】

当該年度の3月31日までに納品され、引出請求書が提出されたもの

※各々の期日が休日(日曜・祝祭日)の場合は、その前日

4. 研究費の使用方法について

(1) 物品の購入 (備品・用品・消耗品)

➤ 物品の種類

物品は、金額や耐用年数により3つに区分されます。

備品	1個または1組の価格が20万円以上、耐用年数1年以上の物品 (研究機器及び用具)
用品	1個または1組の価格が10万円以上、20万円未満、耐用年数1年以上の物品
消耗品	1個または1式の価格が10万円未満の物品 ※ソフトウェアは10万円以上でも消耗品として扱うが、10万円以上の場合は相見積が必要 ただし、ソフトウェアのバージョンアップ更新の場合は、相見積不要で理由書を添付

➤ 物品の金額による必要書類

100万円以上の場合、次の書類が必要になります。

契約書
検査調書※

(※厚生労働科学研究費補助金のみ必要 (公的資金企画管理課にて作成))

➤ 提出が必要な証拠書類について

物品の購入後、納入業者に費用を支払うためには、次の書類が必要です。

請求書
納品書
見積書

これらの書類には、以下の項目の記入と押印が必要です。

- ・日付 (見積日⇒納品日・請求日の順になっていること)
- ・宛先 (杏林大学・学部名・研究者名(フルネーム))
- ・研究者確認印

(1) - 1 備品・用品の購入

備品・用品は研究者で発注を行うことができません。公的資金企画管理課が手続きを行います。

① 発注

公的資金企画管理課へ「物品購入申請書」(様式1)、「付帯工事調査依頼書」(様式4)、「カタログまたは仕様書等」を提出してください。公的資金企画管理課は、施設課へ工事調査の依頼ならびに複数の業者(3社以上)に見積依頼をし、一番安価な業者を選定します。選定後、発注前に研究者宛てにメールにて発注業者及び金額等を通知し、研究者の承認を得てから、業者に発注します。(工事が必要な場合は、研究者に連絡します。)なお、100万円以上の備品・用品の場合

は発注前に発注予定の業者と物品売買契約を締結することから、通常の設備備品より発注・納品に時間がかかりますのでご注意ください。

②納品

発注された物品は、研究者に納品される前に検収され、納品書には検収日が入った検収印が押印されます。検収された物品は、業者より「納品書（公的資金企画管理課検収印押印済）」・「請求書」とともに研究者へ納品されます。なお、100万円以上の物品については検収・設置確認後、公的資金企画管理課作成の検査調書（厚労科研のみ）に研究者の確認印をいただきます。

*大型機器等の物品は、公的資金企画管理課が出向き納品場所で検収しますのでご連絡ください。

③支払

「納品書」・「請求書」へ受領確認印を押印し、「科研費引出請求書」（様式2）を添えて公的資金企画管理課へ提出してください。「科研費引出請求書」を基に支払いをします。

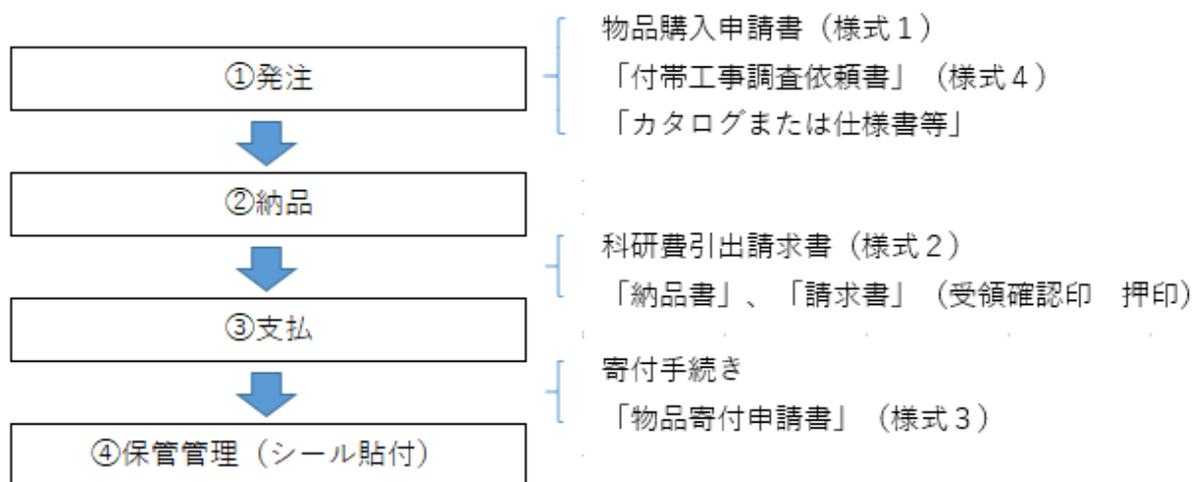
④寄付手続き

「物品寄付申請書」（様式3）を前述の支払依頼書類とともに提出してください。

⑤保管管理

支払後、文部科学省・日本学術振興会分の科研費により購入した備品・用品には、本学用度・管財課より備品保管証（保管シール）が貼付されます。よく見える場所へ貼り、研究者の責任において、適切に管理してください。

〈物品発注から保管管理までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



（1）－2 消耗品の購入

消耗品は研究者が直接発注することができますが、備品・用品と同様、公的資金企画管理課に発注の依頼をすることも可能です。

なお、研究者が直接発注する場合は、発注業者には必ず、研究者へ納品する前に公的資金企画管理課に検収を受けに行くよう指示してください。公的資金企画管理課では、発注した物品と納品さ

れた物品の照合を行います。

① 発注

「物品購入申請書」(様式1)により速やかに発注の内容(物品、数量、支出する研究費、研究課題番号、発注先業者)を公的資金企画管理課へ連絡してください。

公的資金企画管理課へ発注を依頼する場合は「物品購入申請書」(様式1)の購入を「公的資金企画管理課に依頼チェック」をし、研究者名欄に押印し、提出してください。公的資金企画管理課にて複数の業者に見積り依頼をし、一番安価な業者を選定します。選定後、発注前に研究者宛てにメールにて発注業者及び金額等を通知し、研究者の承認を得てから、業者に発注します。

② 納品

研究者へ発注物品が納品される前に、公的資金企画管理課にて検収します。公的資金企画管理課では、納品書には検収日が入った検収印を押印します。押印検収済の物品は、業者より「見積書」・「納品書(公的資金企画管理課検収印押印済)」・「請求書」とともに研究者へ納品されます。

*公的資金企画管理課より発注を行う場合、見積書は公的資金企画管理課が管理するため研究者の元には届きません。

**宅配便などの直送品、検収時間外の納品等については、公的資金企画管理課が検収しますので、現品と納品書をお持ちください。運搬不可能な物品の場合は、公的資金企画管理課が納品場所に行き検収しますので、ご連絡下さい。

③ 支払

「見積書」・「納品書」・「請求書」へ受領確認印を押印し、「科研費引出請求書」(様式2)を添えて公的資金企画管理課へ提出してください。「科研費引出請求書」を基に支払いをします。

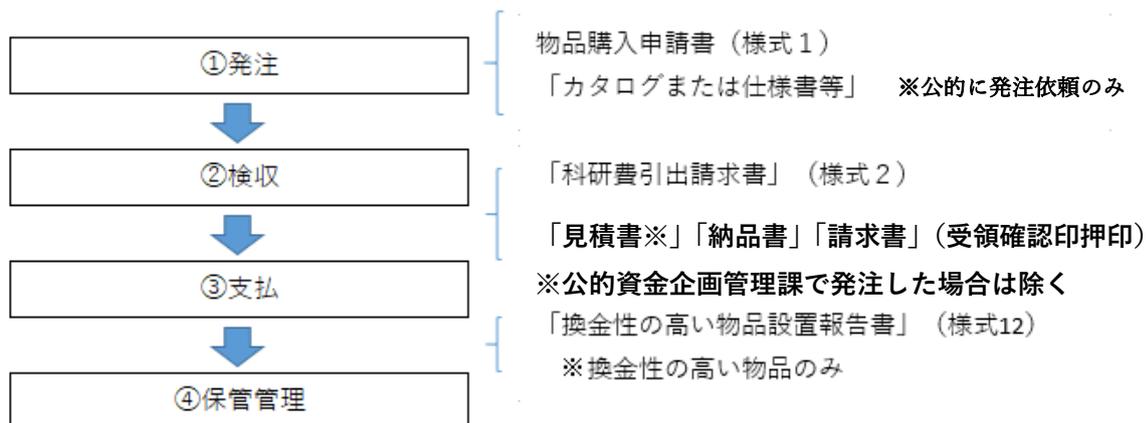
④ 設置報告手続き

10万円未満の換金性の高い物品(パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、モニター、録画・録音に類する機能をもつ機器、ウェアラブル端末)については、「換金性の高い物品設置報告書」(様式12)を前述の支払依頼書類とともに提出してください。

⑤ 保管管理

支払後は、研究者の責任において、適切に物品管理を行ってください。

〈物品発注から保管管理までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



(1) - 3 消耗品 (図書、実験動物、放射性同位元素) の購入

図書、実験動物、放射性同位元素等はいずれも消耗品の扱いとなり、研究者自身で発注を行っていただきます。なお、図書、実験動物、放射性同位元素は「物品購入申請書 (様式1)」の提出は不要です。

・ 図書・雑誌・DVD等の映像コンテンツ等

研究者が所属するキャンパスの図書館を通して発注を行ってください。**納品・検収は図書館**で行い、研究者が図書館にて書籍等を受け取った後、公的資金企画管理課から「科研費引出請求書 (様式2) 作成依頼をしますので、様式2のみを公的資金企画管理課に提出して下さい。

※同一書籍等を複数購入した場合は、配布先リストを添付。

・ 実験動物

実験動物の発注は研究者自身でお願いいたします。

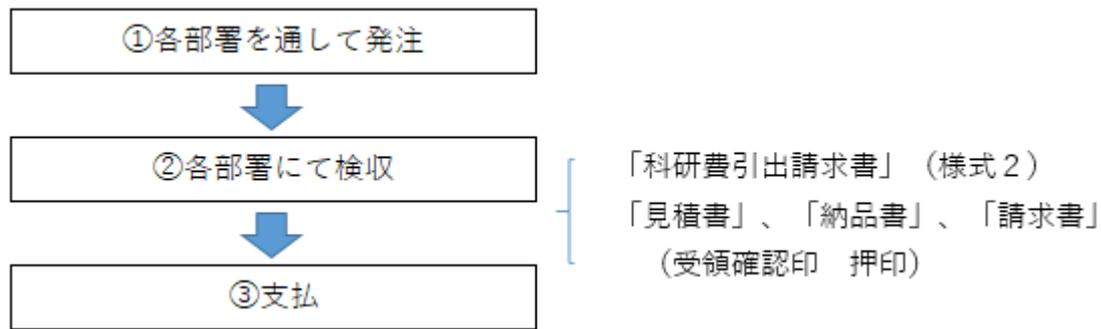
発注後、動物の搬入に際して実験動物施設に搬入届を提出してから搬入することになっています。また杏林大学における全ての動物実験は、動物実験委員会の審査の後、学長の承認を受けて行われます。科研費を獲得したからすぐに動物実験が開始出来るわけではなく、承認手続きに1、2ヶ月かかります。科研費を獲得され、動物実験を始めたい先生はまず実験動物施設までご相談ください。**納品、検収は、実験動物施設**が行います。

・ 放射性同位元素

研究者が所属するキャンパスの放射性同位元素部門を通して発注を行ってください。**納品・検収は放射性同位元素部門**で行います。

検収・納品後は、備品・用品・消耗品購入時と同様、「見積書」・「納品書」・「請求書」へ受領確認印を押印し、「科研費引出請求書」 (様式2) を添えて公的資金企画管理課へ提出してください。

〈物品発注から保管管理までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



(2) 旅費の支払い

旅費は、研究代表者、研究分担者または研究協力者が、当該研究を実施するうえで必要な場合（成果発表・情報収集・講習会・研究打ち合わせ等）のみ支払いが可能です。

また、各省庁からの補助金交付内定以前の旅費の立替払いは認められません。

旅費は、出張者の個人口座へ振り込みます。

なお、厚生労働省分の科研費の海外出張については、原則交付申請時に届け出た出張のみ旅費の支払いが可能ですのでご注意ください。

※研究分担者・研究協力者への旅費は、研究代表者と十分に協議し、出張者に出張依頼してください。**(学内分担者・協力者の場合、研究代表者の確認印を学会等出張許可申請書にもらってください)**

(2) - 1 研究者自身の国内旅費、海外旅費

研究者自身が科研費により出張する場合は、国内・海外問わず以下の手続きが必要となります。

①学会等出張許可申請

学会等出張許可申請書（国内：ブルー、海外：オレンジ）を所属学部担当課（医学部：医学部事務課庶務係、井の頭：庶務課、保健学部（三鷹）：三鷹事務室）に提出し出張の許可を得てください。

学会等出席許可申請書ご提出の際は、参加する学会のパンフレットの写し、出張用務の内容がわかる書類、参加費が必要な場合には参加費の金額が記載された箇所の写しを併せて提出してください。

②旅費支払請求

概算払い(参考)、立替払いの2種類があります。

i) 【参考】概算払いの場合（出張許可後、出張前に旅費、宿泊代、参加費等の経費を支払う場合）

下記書類にて公的資金企画管理課へ支払依頼をしてください。

【出張前】

旅費・宿泊代・参加費等の請求書等を公的資金企画管理課にご提出ください。当該書類を元に公的資金企画管理課で概算を算出し、「旅費請求書」(様式6)を研究者にお渡しします。旅費請求書に確認印押印後、「科研費引出請求書」(様式2)とともに公的資金企画管理課に提出してください。

【出張後】

精算処理するために、出張より戻り次第「出張報告(記録)書」(様式8)、出張前に提出しなかった領収書等その他取り揃えるべき証拠書類を公的資金企画管理課に提出してください。

ii) 立替払いの場合(出張許可後、出張後に旅費、宿泊代、参加費等の経費を支払う場合)

出張許可後、出張後に旅費、宿泊代、参加費等の経費を精算する場合、出張より戻り次第「出張報告書」(様式8)、旅費・宿泊代・参加費等の**領収書及び金額の明細が分かる書類**を公的資金企画管理課に提出してください。

証拠書類をもとに公的資金企画管理課にて旅費を算出後、研究者に「旅費請求書」(様式6)をお渡しします。確認印の押印後、「科研費引出請求書」(様式2)とともに公的資金企画管理課に提出してください。

なお、出張にあたって必要となる証拠書類は以下のとおりですが、内容確認のため、追加資料を求める場合もあります。**(領収書等にはいずれも確認印の押印が必要)**

宿泊	領収書(宿泊者名、宿泊日、金額等の記載がない場合はホテルの明細等も提出)
特急券・新幹線	使用済切符(特急券・乗車券)又はチケットレスサービスで購入した場合、 EX 利用票 や購入時のメール(基本情報、列車情報、金額の記載があるもの)、領収書
航空機	航空券やe-チケット又は搭乗券(チケットレスサービスで購入した場合、搭乗したことが分かるもの)、請求書(概算払いの場合)、領収書(日付、金額、便名、搭乗者名の記載があるもの)
学会	参加証、領収書(学会が発行する本紙) <u>ただし、懇親会・委員会等の費用は支払いできません。</u> (※参加費は「その他」で計上)

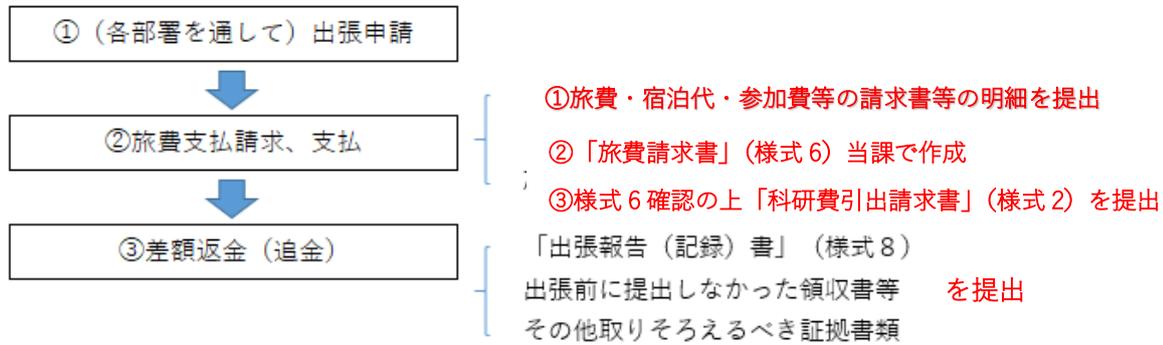
なお、旅費はクレジットカードでの立替払いを例外として認めています。クレジットカードで立替払いを行った場合は「科研費引出請求書」(様式2)等とともに**クレジットカードの支払明細書本紙(片面及びクレジット明細書全ページの印刷)(要確認印)**を提出してください。

③支払

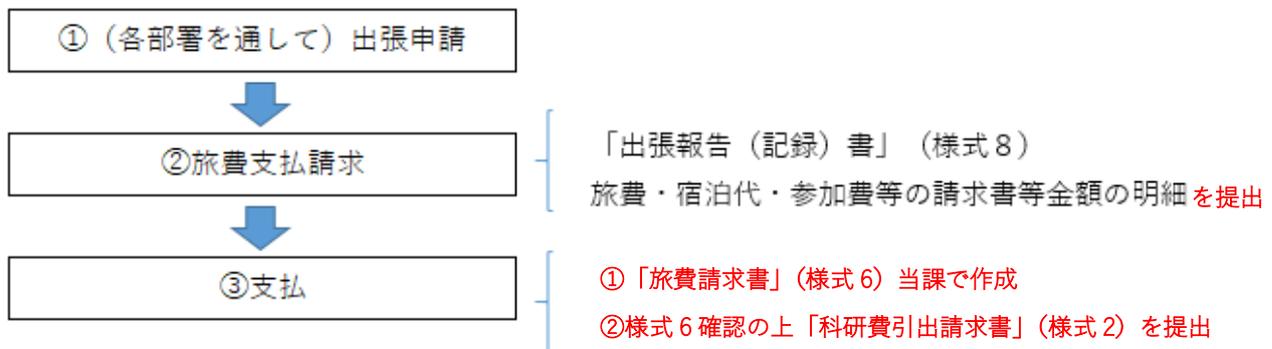
「科研費引出請求書」をもとに科研費にて支払います。

〈出張から支払までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉

i) 概算払いの場合



ii) 立替払いの場合



(2) - 2 招聘旅費

他の研究機関に所属する研究協力者の旅費を本学で受け入れた研究費から支出することができます。

ただし、海外研究者を招聘する場合は、学園の承認手続きが必要となりますので事前に公的資金企画管理課に連絡してください。

① 招聘依頼

招聘者の研究機関へ出張依頼書を送付するため、「出張許可依頼書」(様式7)を公的資金企画管理課に提出してください。

なお、招聘者が国内の研究機関に所属する場合、本学の「学会等出席許可申請書」に準じた様式の提出が可能であれば「出張許可依頼書」提出の必要はありません。招聘者が研究機関に所属しない場合、研究者間の「出張依頼書」「承諾書」の書類が必要になりますが、当該依頼書(コピー)・承諾書は、必ず招聘前に取り交わし、清算時に公的資金企画管理課へ提出してください。

② 旅費支払請求

出張後、「出張報告書」(様式8)、旅費・宿泊代・参加費等の請求書等金額の明細の書類・振込先口座の写しを公的資金企画管理課に提出してください。

公的資金企画管理課で旅費を計算し、招聘者に「旅費請求書」(様式6)をお渡ししますので、

確認印を押印し、「科研費引出請求書」（様式2）とともに公的資金企画管理課に提出してください。

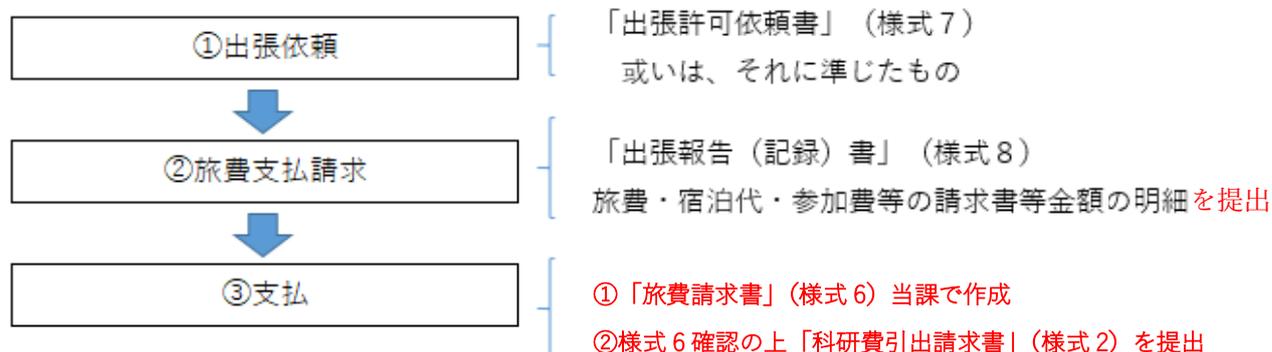
なお、出張にあたって必要となる書類は以下のとおりですが、内容確認のため、追加資料を求める場合もあります。（領収書等にはいずれも確認印の押印が必要）

宿泊	領収書（宿泊者名、宿泊日、金額等の記載がない場合はホテルの明細等も提出）
特急券・新幹線	使用済切符（特急券・乗車券）又はチケットレスサービスで購入した場合、EX 利用票や購入時のメール（基本情報、列車情報、金額の記載があるもの）、領収書
航空機	航空券やe-チケット又は搭乗券（チケットレスサービスで購入した場合、搭乗したことが分かるもの）、請求書（概算払いの場合）、領収書（日付、金額、便名、搭乗者名の記載があるもの）
学会	参加証、領収書（学会が発行する本紙） <u>ただし、懇親会・委員会等の費用は支払いできません。</u> （※参加費は「その他」で計上）

③支払

「科研費引出請求書」をもとに支払います。

〈出張から支払までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



（2）－3 旅費支払いにあたっての注意事項

旅費支払いにあたっては以下の項目にご注意ください。

①支払い上限

【日当・宿泊料】

- 国内旅費、海外旅費、招聘旅費ともに日当・宿泊料は「杏林大学科研費支出基準」の別表が上限となりますが、止むを得ない事情がある場合は宿泊料の上限額を超えて支給することができ、その限度は2倍までとします。ただし、事前に学長の承認を得なければならないので、学会等出張許可申請書を各事務課へ提出時に見積書（or 予約表等宿泊金額が分かるもの）と学長宛の理由書（上限額を超えてしまう止むを得ない事情を明記）を提出してください。
- 研究分担者・研究協力者とともに出張に行き、同部屋で宿泊する場合は、人数で除した宿泊費となります。

【交通費】

- 鉄道乗車券は、グリーン車の利用料金は、支払うことができませんのでご注意ください。
- 航空券代は原則、エコノミークラス以外(ビジネスクラス、プレミアムエコノミークラス等)の利用料金は、支払うことができませんのでご注意ください。

ただし、「教授」区分の研究者が事前申請をした場合のみ、ビジネスクラスの支払が可能です。

②支払い上限の例外

【宿泊料】

以下の場合には杏林大学科研費支出基準を超えて支給することが可能です。事前に公的資金企画管理課にご相談ください。

- 天災などやむを得ない事情で航空券・宿泊をキャンセルした場合。
- 参加団体が指定するホテル等に宿泊する必要がある場合。
- 出張先における治安状況が悪く、杏林大学科研費支出基準に定める宿泊料では出張者の安全確保が困難である場合。
-

(3) 謝金の支払い

研究を遂行するための資料整理、実験補助、翻訳等を臨時に依頼した研究協力者に「謝金」として支払うことができます。役務の提供および支払金額を裏付ける書類を準備してください。

また、学園が源泉徴収を行うため、研究者の立替払いは認められません。

なお、平成 29 年度より、年間 5 万円以上謝金を支払う研究協力者にはマイナンバーの提示が必要となる場合があります。

①謝金依頼

「謝金支払依頼書」(様式 9) を役務終了後速やかに公的資金企画管理課に提出してください。講演を依頼した場合には演者の略歴書(自由様式)を添付してください。

なお、謝金額は「杏林大学科研費支出基準」「厚生労働省科学研究費補助金取扱細則」等を参考に定めてください。

* 謝金と合わせて交通費相当額を支払う場合、交通費相当額も含めた総額が源泉徴収の対象になります。ただし、招聘される側の研究者があらかじめ交通機関、航空会社、旅行会社等から直接購入する場合や、招聘する側が切符を準備し講演者へ渡す場合など、源泉徴収対象にならない場合がありますので、公的資金企画管理課へ確認してください。

②謝金支払

謝金は、本学経理課が源泉徴収を行い、経理課(学園)が、研究協力者へ直接謝金を振込みます。現金支払いを希望する場合は、支払日までに支払金額と領収書を準備しますので、研究者は、研究協力者に謝金を支払い、領収書を公的資金企画管理課に提出してください。領収書には研究協力者のサインと印が必要です。

③請求書通知

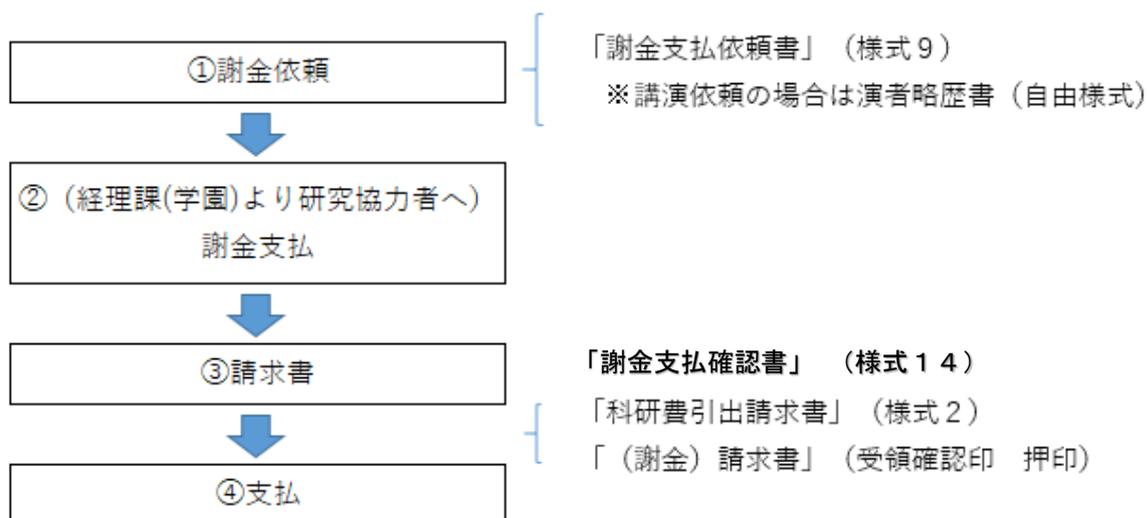
②の支払にかかった税金等のすべての経費が経理課から研究者に請求されます。請求書は公的資金企画管理課を通して研究者へ通知します。

④支払

「科研費引出請求書」(様式2)、「謝金支払確認書」(様式14)を作成し、請求書とともに公的資金企画管理課へ提出してください。

なお、謝金ではなく、謝品を渡す場合には事前に公的資金企画管理課へご相談ください。

〈謝金依頼から支払までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



(4) 人件費の支払い

当該研究を遂行するための資料整理、実験補助、翻訳等を継続的に依頼した者には「人件費」として支払うことができます。謝金と同様、学園が源泉徴収を行うため、研究者の直接雇用は認められません。なお、短期間での業務の場合は人件費(丙区分)として扱います。人件費(丙区分)は管理監督者と一緒に業務を行う場合となります。謝金との違いとして、単発のお仕事であることは同じですが、管理監督者が同行しない場合は謝金支払となります。

①雇用依頼

研究協力者を雇用する場合は事前に学園と研究協力者との間で雇用契約を締結する必要があります。雇用契約の締結及び人件費の支払い又は、各種事務手続きが必要となりますので事前に公的資金企画管理課へ問い合わせてください。

②人件費支払

出勤表及びタイムカード(丙区分の場合は人件費(丙区分)請求書(様式13))を公的資金企画管理課へ提出してください。人件費の支払いにあたり本学人事課が保険料等の算出を行い、人事課(学園)から研究協力者へ人件費を振込みます。

③請求書通知

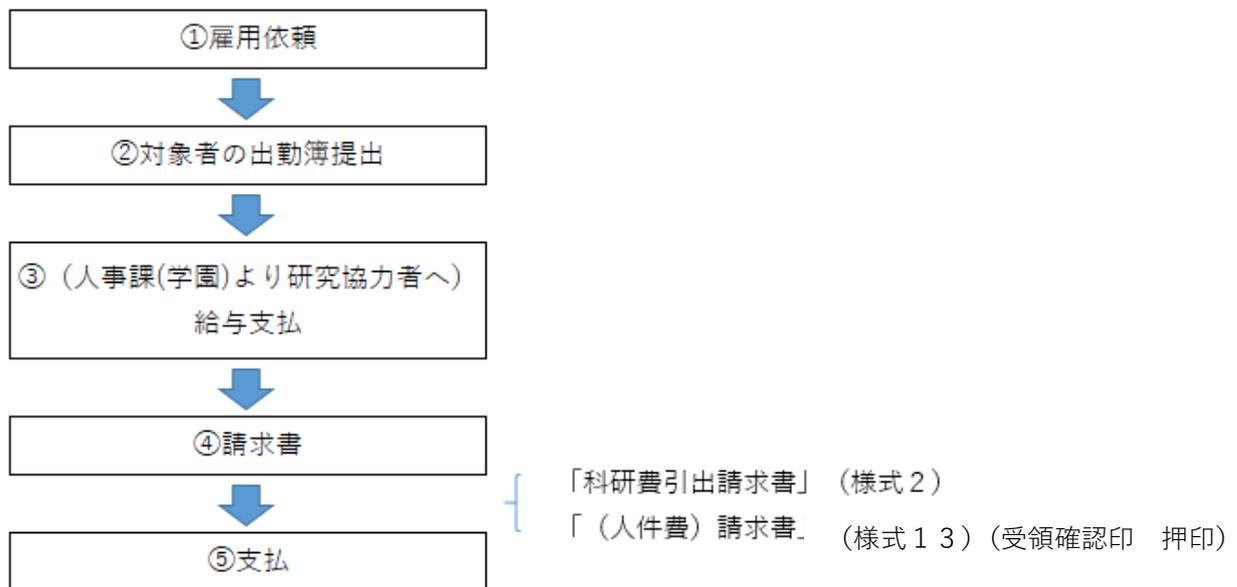
支払にかかった税金・事業者負担金等のすべての経費(社会保険(私学共済)・労働保険(労災

保険・雇用保険)に係る費用等)が人事課から研究者に請求されます。請求書は公的資金企画管理課を通して研究者へ通知します。

④支払

「科研費引出請求書」(様式2)を作成し、請求書とともに公的資金企画管理課へ提出してください。

〈雇用依頼から支払までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



(5) その他の費用の支払い

(5) - 1 検査委託代、印刷製本代、英文校正(翻訳)代等の委託費

検査委託費、印刷製本費、英文校正(翻訳)費等の委託費は研究者自身での発注が可能です。発注から支払までの手順は消耗品等と同様です。「物品購入申請書」(様式1)の提出は必要ありません。

①発注

研究者が業者へ直接発注します。支払いに向け、以下の書類をご提出ください。

【100万円未満】

- ・ 科研費引出請求書(様式2)
- ・ 見積書(研究者印押印)
- ・ 納品書(研究者印押印)
- ・ 請求書(研究者印押印)
- ・ 証拠書類(納品された内容が分かるもの)

【100万円以上】

100万円未満に記載の書類と併せて、1又は2の書類を提出

1. 相見積書（3社以上）
2. 相見積書を提出出来ない理由書（公的資金企画管理課宛て）と
業務委託契約書（契約者は研究代表者名）

②納品

研究者に直接納品される場合は、消耗品等と同様必ず検収を受けてください。納品書には検収日が入った検収印を押印します。検収のため、公的資金企画管理課に以下のものをお持ちください。

【検査委託代】

- 検査結果の通知書等

* 個人情報等、提示できない部分がある場合は、その部分を除いて提示してください。

【印刷製本代】

- 納品された印刷物・製本の現物
- 配布した場合には配布先の一覧

【英文校正（翻訳）代】

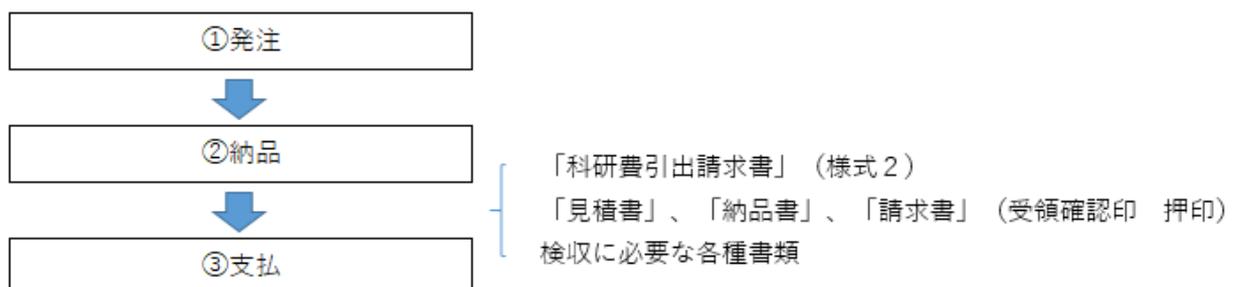
- 校正（翻訳）された論文等の一部

③支払

「見積書」・「納品書」・「請求書」等各種書類に受領確認印を押印し、「科研費引出請求書」（様式2）を添えて公的資金企画管理課へ提出してください。「科研費引出請求書」をもとに科研費での支払いを行います。

なお、海外の業者に英文校正（翻訳）を委託する場合はクレジットカードでの立替払いを例外として認めています。クレジットカードにて立替払いを行った場合は「科研費引出請求書」等とともにクレジットカードの支払明細書本紙（片面及びクレジット明細書全ページの印刷）（要確認印）をお持ちください。

〈発注から支払までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



(5) - 2 切手代、クオカード代、宅配便代、会議費・会場借料代、学会年会費、論文投稿費、
ライセンス使用料 (※請求書払い可能な場合は除く)

上記の場合、研究者に一旦、立替えしていただきます。支払までの流れは以下のとおりです。

①発注

研究者より業者へ直接発注 (購入・発送) します。

②支払

「科研費引出請求書」(様式2)と「立替払請求書」(様式11)、証拠書類、領収書を公的資金企画管理課へ提出してください。使用内容を確認後、研究者の口座に支払います。

なお、支払に必要な証拠書類は以下のとおりです。

【切手代】

- 購入日、送付日、送付先、送付物を明記した一覧表

【クオカード代】

- 受領証 (受領日、住所、氏名を明記。自署でなければ押印必要。一斉に手渡す場合は1枚の表で管理も可。)

※ただし、一度に大量 (100枚以上) のクオカードを購入する場合は、(手渡す前に) クオカードの検収をお願いすることがあります。大量のクオカードを購入する場合は事前に公的資金企画管理課にご相談ください。

【宅配便代】

- 宅配業者の配送控え (領収印押印済)
- * 送付物の内容を明記してください。

【会議費、会場借料】

- 「会合報告 (記録) 書」(様式10)
- 会議の開催案内・パンフレット
- 会議の議事録
- 芳名録

【学会年会費】

- 年会費の金額及び期間が分かる書類
- 理由書 (支出希望の研究との関連性を明記)

【論文投稿費】

- 金額が分かる書類 (invoice 等)

➤ 投稿論文（1 ページ目）

【ライセンス使用料】

- 金額が分かる書類（見積書及び invoice）
- 納品したことが分かるメール等
- 理由書（支出希望の研究との関連性を明記）

〈発注から支払までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



（5） - 3 オンライン学会の参加費

オンライン学会に参加する場合の学会参加費の支払については、以下のとおりとします。

医学部所属の研究者は、学会開催のおおむね3週間前までに要望書ならびに学会のホームページ（学会名、WEB 開催の表記、期間、参加費の記載ページ）を印刷して公的資金企画管理課へご提出ください。学内決裁ののち、研究者より指定のあった口座へ支払います。

保健学部、総合政策学部、外国語学部所属の研究者は、通常通りの旅費申請（庶務課に学会等出張許可申請書を提出）と同様となります。

（6）立替払いの注意点

本学では、研究者による謝金・人件費の立替払いは一切認めておりません。旅費・論文投稿料・英文校正（翻訳）を除き、物品購入等の立替払いも認めておりません。

研究遂行上、やむを得ず立替払いをする場合には事前に公的資金企画管理課に連絡し、認められた場合は、物品の検収後、「科研費引出請求書」（様式2）・「立替払請求書」（様式1 1）に証拠書類、領収書を添えて公的資金企画管理課に提出してください。

なお、旅費・論文投稿料・英文校正（翻訳）の費用をクレジットカードで支払った場合には、クレジットカードの支払明細書本紙（片面及びクレジット明細書全ページの印刷）（要確認印）を添付してください。（クレジットカードは、本人名義のみとします。通常の物品購入は、クレジットカードの使用は認めません。）

また、ポイントサービスによるポイント加算は研究者個人の収入とみなされますので、ポイントカード等は利用しないでください。

(7) 注意事項

(7) - 1 支払いについて

各種費用は原則、銀行口座へ振込みます。領収書に代わり銀行が発行する「お振込受付明細書」で管理します。

なお、同一日に同一業者等への振込みの場合、他の研究者の支払い分と合算処理するため、個々の伝票ごとの「お振込受付明細書」はありませんが、「総合振込明細書」等で確認できます。

(7) - 2 合算使用について

研究課題に対して措置される研究費であることから、研究課題の目的に合った使用が確保されれば他の経費と合算使用が可能です。

- ①研究費の使用分と他の経費の使用分が明確に分割できる場合
- ②加算する「他の経費」の使途に制限※がなく、研究費を当該研究課題に関する事業に使用することが担保される場合

※使途の制限の例

私立大学経常費補助金は、他の補助金及び委託費により実施している事業に対する経費の支出

(7) - 3 研究成果の公開時の義務について

新聞、書籍、雑誌等において研究費の成果発表を行った場合、または特許出願する場合には、その都度、文部科学省・厚生労働省に報告する必要があります。なお、研究成果公開時には必ず謝辞に科研費を取得した成果である旨をご記入ください。

(7) - 4 研究費の繰越しについて

学術研究助成基金助成金は、研究期間内であれば年度を跨いでの繰越し使用が可能です。研究期間最終年度の場合は所定の手続きにて承認を得ることにより最大1年を限度として繰越しが可能です。科学研究費補助金も、やむを得ない事情により計画通りに研究が遂行できない場合、所定の手続きにて配分機関の承認を得ることにより研究費の繰り越しが可能です。公的資金企画管理課へご相談ください。

なお、以下の場合は対象になりません。

※繰越承認申請に至らなかった事例

- ①自己都合が主な要因となっている場合（教育活動等本来の業務が多忙）
- ②あらかじめ予見可能であった場合（改正された法律等の施行による状況の変化、前年度の出来事(災害等)）
- ③当初より、当該年度中に終了しないことが明らかな場合（複数年にわたる事象を対象としているもの）

(7) - 5 執行にあたってのルール

厚生労働科学研究費補助金等、他に定めのある場合には、それぞれのルール・様式が優先されることがありますので、該当する研究費を受領している研究者はご注意ください。

(7) - 6 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」改正に伴う注意事項

令和3年2月1日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づき、公的資金企画管理課では以下の取組を実施することがあります。ご注意ください。

- 公的資金企画管理課にて研究費の執行状況を検証し、当初計画に比較して著しく遅れている場合は研究計画の執行に問題がないか確認して、問題があれば研究者へ改善策を求める場合があります。
- 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発など）に関する検収は公的資金企画管理課と一緒に役務の内容がわかる者が立ち会うことがあります。
- 換金性の高い物品（パソコン等のOA機器）は公的資金企画管理課で使用状況の確認をすることがあります。
- 出張については申請どおりに実施しているか確認するために、公的資金企画管理課にて宿泊先等に問い合わせることがあります。
- 科研費で雇用している研究協力者の勤務については公的資金企画管理課にて勤務実態を直接確認することがあります。
- 本冊子中、金額に関して説明のある箇所は、税込での金額となります。

研究推進センターホームページにて各種様式を公開しています。

URL：[杏林大学研究推進センター](#)

その他、ご不明な点は下記学部担当までお問い合わせ下さい。

公的資金企画管理課 三鷹キャンパス 科研費担当

医学部担当：2 3 2 4 2

保健・総合・外語担当：2 3 2 4 6

全体：2 3 2 4 7

Mail：kenkyushien@ks.kyorin-u.ac.jp

入力日を記入

様式 1

令和 ×× 年 4 月 1 日

記載例

購入を公的資金企画管理課に依頼します
研究者直接発注 () へ注文しました

公的研究費 (研究名称: 科研究費 もしくは 厚生科研究費)

所 属: 学部名

研究者名: 研究者氏名 印 (内線 12345)

研究種目・課題番号: 基盤研究 C 25K12345

納品場所: 三鷹・井の頭・杉並 基礎 棟 507 号室

物品購入申請書

いずれかを選択してください。購入を公的資金企画管理課へ依頼する場合は、研究者名欄に押印をしてください。

物品名	規格	メーカー	数量				
パーソナルコンピューター	34G5678H	〇〇〇〇テクノロジー	1台				
遠心機	12ABB3456-7	〇〇〇株式会社	1台				
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #fff9c4;"> <p>10万円未満の物品を研究者自身で発注した場合、本申請書(押印はなくても可)又はそれに準じた資料(見積書のPDF等)を公的資金企画管理課宛に提出してください。メールやFAXでも可。 Mail: kenkyushien@ks.kyorin-u.ac.jp FAX: 0422-44-0767</p> </div>							

以上

記載例

「物品費」「旅費」「謝金・人件費」「その他」全費目において最終的に提出が必要となる様式

様式2

提出日を記入

※請求書記載の日付、以降

令和××年4月1日

杏林大学長 殿

厚生科研費の場合は事業名

科研費 (**基盤研究 (C)**) 引出請求書

- ・課題番号と研究者氏名を記入
- ・研究分担者であっても研究者氏名に () は不要

研究課題番号	2	3	K	3	4	5	6	7
研究代表(分担)者	研究者氏名 ㊟							

物 品 名 等	引 き 出 し 金 額	備 考
パーソナルコンピュータ 1台 他 34G5678H	260,000	
①物品名 1 他	1,000	
②物品名 2 他	2,000	
	260,000	伝票の合計金額を記入

- ・請求書記載の品名等と同様の文言を記入 (品名が長い場合はある程度の所で省略可)、複数購入の場合は「物品名 1 他」としても可
- ・同業者への発注の場合は、5伝票までであれば1枚の本様式で提出可、この場合は

物品名等 引き出し金額

- ①物品名 1 他 1,000
- ②物品名 2 他 2,000

のように項目毎に記入

振 込 先
研究者等氏名または業者名
〇〇株式会社

- ・業者名のみ記載 (支店名や口座情報は不要)
- ・謝金・人件費支出の場合は「学校法人杏林学園 (杏林大学〇 (該当の学部)) 理事長 松田剛明」と記入
- ・立替精算の場合は実際に立替えを行った研究者氏名を記入、本学で旧姓使用を行っている場合は「研究者氏名 (銀行口座等記載の姓)」とする

※ 研究者等個人に、はじめての振込みになる場合、通帳の写しを添付してください。
(振込先を変更する場合は、新たな通帳の写しを添付)

立替精算にて実際に立替えを行った研究者にはじめて振込みを行う場合は、通帳 (写し) も提出

公的資金企画管理課長	経理事務確認者	経理事務担当者

本欄には記入、押印しないこと

物品寄付申請書（科研費用）

提出日を記入

令和××年5月 1日

※請求書記載の日付、以降

杏林学園理事長 殿

研究代表（分担）者
 属 学部名（保健学部は学科名まで）
 所 名 研究者氏名
 氏 名 研究者氏名 印

科研費により購入した設備備品、図書について科学研究費補助金取扱規程第18条、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第21条、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第22条の定めにより、下記のとおり寄付致します。

記

具体的に支出する研究者情報、
 研究課題情報を記入

- 1. 研究種目 科研費（ 基盤研究（C） ）
- 2. 課題番号 23K34567
- 3. 研究課題 〇〇××の検討について

4. 令和7年度受入額 2,000 千円（直接経費）

研究者自身が当該年度に直接受け入れる金額を記入（代表者の場合は分担金を除いた金額）

5. 寄付する設備備品、用品、図書

品 名 パーソナルコンピュータ
 規 格 34G5678H
 製造会社 〇〇株式会社
 数 量 1台
 納入総額 200,000 円（税込）
 納入年月日 2025年 4月 25日
 製造年月日（中古品の場合のみ） 年 月 日
 設置場所 A棟 1階 101室
 備 考

※繰越・延長の場合令和 年度受入額の欄は0円、欄外に繰越した金額を記入例：〇〇〇円（繰越）

購入した備品情報を記入

各学部の上長印を必ず押印

医学部：各教室の上長
 保健学部：学科長
 総合政策学部：学部長
 外国語学部：学部長

教室（学科）主任確認印
 杏林

※原議書印は省略

提出日を記入

令和××年 4月1日

公的資金企画管理課 御中

付帯工事調査依頼書

科研費による下記の物品の購入に伴い、付帯工事の有無の調査を依頼します。

記

研究種目(課題番号) 科研費(基盤研究(C)) (25K34567)

物品名 パーソナルコンピュータ

設置場所又は使用場所(部屋番号) A棟 1階 101室

所属・職名 学部名・職位

研究者 研究者氏名 印

- ・具体的に支出する研究者情報、研究課題情報、発注希望の物品、設置場所又は使用場所を記入
- ・複数の場所で使用する場合は代表的な場所を1ヶ所記入
- ・設置場所又は使用場所は変更できないため注意

施設課記入欄

- ・電気工事の 有・無
- ・給排水工事の 有・無
- ・その他工事の 有・無 (工事名:)

この記入欄は施設課が記入するため、記入しないこと

工事費用(概算) 円(税込)

施設課担当者名 印

検 査 調 書

金 額 _____ 円 (税込)

供 給 者 _____

品 名 _____

契約年月日 令和 年 月 日

搬入年月日 令和 年 月 日

検査年月日 令和 年 月 日

上記の物品は、検査の結果、契約書に相違なく納付されたことを確認する。

令和 年 月 日

検査員

役 職 (契約事務担当者又はその補助者)

氏 名 [印]

役 職 (研究代表者又は研究分担者)

氏 名 [印]

令和 年 月 日

旅費請求書

杏林大学
研究代表(分担者)者 殿

学会名等(出張目的)

請求者	所属	職名	氏名	所属上長	確認者	担当者

概算額	精算額		追及額		返納額
円	円		円		円

年月日	出発地	到着地	宿泊地	路程	鉄道			航空(船賃)	車賃	宿泊料	旅行雑費
					運賃	特急	賃計				
											()
											()
											()
											()
											()
合計											

その他費用	学会等参加費	_____	備考
	演題登録料	_____	
	その他	_____ ()	
	合計	_____	

正式な学長公印付の出張許可依頼書が必要な場合のみ提出
 ※出張を依頼する研究協力者の所属機関における出張申請書（写し）が提出可能な場合や個人間で出張依頼・承諾のやり取りが可能な場合は提出不要。但し、出張申請書（写し）、個人間での出張依頼・承諾手続きのいずれも対応可能な場合は、原則出張申請書（写し）を提出。

出張許可依頼書

提出日を記入

令和××年 4月 1日

杏林大学長 殿

出張依頼者・所属・職名・氏名

学部名・職位・研究者氏名 ㊟

科研費による研究遂行のため下記研究者に出張を依頼したく、相手先機関長または本人宛に依頼状の発送をお願いします。

記

- 1. 出張者 出張の依頼をする学外研究協力者氏名
- 2. 所属・職名 大学名・学部名・職位
- 3. 研究種目 科研費（基盤研究(C)）
- 4. 研究課題 〇〇××の検討について
- 5. 機関長職名・氏名 学長・〇〇〇〇
- 6. 送付先住所 (〒181-8611) 東京都三鷹市新川 6-20-2
- 7. 出張先 杏林大学
- 8. 出張期間 2025年5月1日～5月9日
- 9. 出張の目的・内容 〇〇学会への参加
- 10. 費用の支払 支給 (旅費・日当 謝金*)
不支給 (にチェックしてください)

・具体的に支出する研究者情報、研究課題情報、出張の依頼をする学外研究協力者にかかる情報を記入

学長公印、郵送後に
 ①謝金として支払う場合は「様式 9 謝金支払依頼書」を提出
 ②旅費として支払う場合は科研費支出基準に基づき支出（支出にあたって半券等必要になるため注意）

(作成上の注意点)

学外の研究者へ出張を依頼する際、公的資金企画管理課へ提出してください。
 原則、研究者が研究機関等に所属する場合は機関長宛に、研究機関に所属しない研究者の場合は研究者宛に依頼します。
 ※謝金として支払う場合は別途様式 9 により謝金の支払を依頼してください。

出張報告（記録）書

提出日を記入

令和××年 4月 8日

杏林大学長 殿

出張者・所属・職名・氏名

学部名・職位・研究者氏名

㊞

科研費による出張について下記のとおり報告します。

記

1. 研究種目 科研費（ 基盤研究 (C) ）
※年度記載不要

2. 研究課題名 ○○××の検討について

3. 用務地 東京都三鷹市
(都道府県・都市名)

4. 用務先 第○回日本△△学会総会
(学会の場合は学会名)

5. 出張日程 令和××年4月1日(月)～令和××年4月5日(金)

6. 用務の説明 (具体的に) ○○の検討を進めるため、第1回△△学会総会へ参加し、情報収集を行った。1日目にポスターセッションを行い、自身の研究内容について説明を行った。また、2日目には××に対する発表を行っていた研究者と議論を行い、今後の研究に関する知見を得た。3日目、4日目の際には、関心のある研究発表を聴講する等、今回の学会参加を通じて様々な見識を得ることができ……

・具体的に支出する研究者情報、研究課題情報、出張先（用務地、用務先）、出張日程を記入

何を実施したか、どういう成果が得られたかを記載例を参考に詳細に複数行記入。

謝 金 支 払 依 頼 書

提出日を記入 令和××年 6月 1日

杏林学園理事長 殿

研究代表（分担）者・所属・職名・氏名

学部名・職位・研究者氏名 ㊟

科研費の研究遂行のため、下記の者への謝金の支払いをお願いします。

研究協力者	氏名	学外研究協力者氏名（学内であっても学生や非常勤講師であれば可）		
	自宅住所	〒111-1111 ○○県××市△△1-1-1		
	電話番号	0422-47-5511		
	勤務先・学校名等	○○大学		
	備考	○○大学×学部教授		
依頼内容	○○の翻訳 / ××の被験者 など			
依頼内容が分かるよう具体的に記入				
期間	自	令和××年 5月 1日	至	令和××年 5月 31日
原則1ヶ月毎に記入				
謝金額(税込)		手取り額で（例50,000円など）で支払うか、源泉徴収額込みの謝金額(税込)で支払うかを○で囲い、該当欄のみに金額を記入。源泉徴収額・支払希望日欄は記入しない。		円
源泉徴収額 <small>※経理課記入</small>	記入しない			円
手取り額		50,000		円
支給希望 <small>※○をつけてください</small>	謝金額(税込)		・	手取り額
支払希望日	記入しない	年	月	日

- ・用務を依頼する学外研究協力者（学内であっても学生や非常勤講師であれば可）にかかる情報を記入。
- ・翌年度支払調書作成の際に必要なため、正確な住所を必ず確認。
- ・備考欄には必ず当該研究協力者の所属を記入

支払い方法	銀行名	○○銀行 ××支店							
	口座種別	①. 普通	口座番号	1	1	1	1	1	1
①. 振込		2. 当座							
2. 現金 (講演謝金等)	(フリガナ) 口座名義	ガクガイケンキョウキョウリョクシヤメイ 学外研究協力者氏名							

銀行振込のための
口座情報を記入

(注) 振込先口座を記入の上、通帳(写)を添付してください。

成果物例：様式14謝金支払確認表（単純な資料整理等、実験の被験者をお願いする場合）、解析等結果の一部（本学に出勤せず依頼を行った場合）、業務依頼書・承諾書（通訳や講演など、成果物が出せない場合） 謝金額によっては当該学外研究者の略歴書や、本学に出勤せず解析等を行った場合でも業務依頼書・承諾書が必要な場合有

会場を借用した場合、会議時に飲食が生じた場合に提出

※領収書等の伝票、参加証明の書面（芳名録、会議開催の案内やパンフレット、会議議事録）も提出

様式10

会 合 報 告（記 録）書

提出日を記入

令和××年5月1日

杏林大学長 殿

研究代表（分担）者・所属・職名・氏名

学部名・職位・研究者氏名 ㊞

科研費による研究遂行のための会合を開きましたので報告します。

1. 研究種目 科研費（基盤研究(C)）

2. 研究課題 〇〇××の検討について

3. 会合の日時 2025年4月12日(水) 15:00～19:00

4. 会合の概要等 〇〇についての検討のため、Aが解析したデータをB、C、Dとともに議論した。△△の懸念が生じたため、Dが再度実験を行うこととなった。また、Bの結果により××が判明したため、××の追加測定を行うこととなった。

5. 出席者 研究者氏名、A、B、C、D

6. 備考

- ・支出する研究者の情報、研究課題情報、会合日時、会合の概要等、出席者を記入
- ・会合内容は、議事録がない場合は詳細に記入

物品や切手、クオカード等を立替で購入した場合に提出
※旅費の場合は不要

様式 1 1

科研費（ 基盤研究(C) ）立替払請求書

立 替 払 請 求 書

杏林大学
研究代表（分担）者 殿

令和××年4月5日

提出日を記入
※請求書等記載の日付、以降

金 820 円也

立替えた金額と物品等名を記入

但し 切手代 として

上記金額を立替払いしましたので領収書を貼付し請求します。

立替者

氏 名 実際に立替えを行った研究者氏名 ㊞

- ・領収書等を貼付、当欄に貼付しきれない場合は、別紙（白紙）に貼付も可能。
- ・領収書等には要立替者・支出者印

領収書貼付欄

※ ポイントサービスによるポイント加算は研究者個人の収入とみなされますので、ポイントカード等は利用しないでください。

※ 領収書には立替者の確認印を押印ください。

換金性の高い物品設置報告書

提出日を記入

令和××年 5月 1日

※請求書等記載の日付、以降

公的資金企画管理課長 殿

研究代表（分担）者

所 属 学部名

氏 名 研究者氏名

印

科研費により購入した換金性の高い物品について、下記のとおり報告致します。

記

1. 設置する物品

品 名	<u>タブレット6インチ</u>
数 量	<u>1台</u>
設置場所	<u>A棟 5階 111室</u>
備 考	

- ・換金性の高い物品名、数量、設置場所を記入。当該物品名は請求書記載のものと同一の名称を記入。
- ・換金性の高い物品を複数購入し、設置場所が異なる場合は備考欄に記入。

〔作成上の注意点〕

換金性の高い物品を複数購入し、設置場所が異なる場合は備考欄に記入してください。

杏林大学長 殿

人件費（丙区分）請求書

令和 年 月 分

研究課題番号									
研究代表（分担）者	印								

	勤務月日	勤務時間	休憩時間	勤務者氏名	摘要	支給額	源泉徴収税額	振込額	備考
1	月 日	: ~ :				円	円	円	
2	月 日	: ~ :				円	円	円	
3	月 日	: ~ :				円	円	円	
4	月 日	: ~ :				円	円	円	
5	月 日	: ~ :				円	円	円	
6	月 日	: ~ :				円	円	円	

※ 勤務者の通帳の写しを添付してください。

※ 人件費（丙区分）での支出は連続2か月未満の勤務について支出可能です。

謝金支払確認表

令和 7 年 5 月分

記載例

日	業務の内容	勤務時間	勤務者印	日	業務の内容	勤務時間	勤務者印
1		～		16		～	
2		～		17		～	
3	資料整理	9:00 ～ 12:00	印	18		～	
4		～		19		～	
5		～		20		～	
6		～		21		～	
7		～		22		～	
8		～		23		～	
9		～		24	被験者	13:00 ～ 17:00	印
10		～		25		～	
11		～		26		～	
12		～		27		～	
13		～		28		～	
14		～		29		～	
15		～		30		～	
<p>5 月分に係る勤務実績を報告いたします。</p> <p>住所 〒181-0000 東京都三鷹市〇〇町▲▲-■ ■</p> <p>TEL 090-1234-××××</p> <p>氏名 杏林花子 印</p>				<p>令和 7 年 5 月 31 日</p> <p>上記のとおり相違ないことを確認します。</p> <p>研究代表(分担)者 杏林太郎 印</p>			

杏林大学科研費支出基準

制定 平成17年 3月25日
改正 平成20年 4月 1日
 平成25年 4月 1日
 平成29年12月 1日
令和 6年 8月 9日

費 目	基 準
【 物品費 】	物品を購入するための経費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備備品 ・ 用品 	<p>設備備品の基準は杏林学園固定資産及び物品管理規程を準用する。</p> <p>設備、機械装置、標本等で1件又は1組の価額が20万円（消費税含む）以上で、耐用年数が1年以上のもの。購入後は学園の寄付手続きに従う。（寄付手続きは文部科学省・日本学術振興会分のみ）。</p> <p>また、設備備品に該当しない物品のうち、1件又は1組の価額が10万円以上（消費税含む）（特別研究員奨励費は5万円以上）20万円未満のもので耐用年数1年以上のものを用品として、設備備品と同様に学園に寄付の手続きを行う（寄付手続きは文部科学省・日本学術振興会分のみ）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品 	<p>消耗品の基準は杏林学園固定資産及び物品管理規程を準用する。文具、実験用薬品、材料等で、設備備品に該当しない物品（比較的長期使用に耐えないもの又はき損し易いもの）。ただし、ソフトウェアについては金額に関わらず消耗品として扱う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書資料 図 書 	<p>図書資料は図書館を通して購入手続を行うものとする。研究者が直接購入することは原則として認めない。購入した図書資料が備品と判断される場合には直ちに大学へ寄付するものとする。（寄付手続きは文部科学省・日本学術振興会分のみ）備品と判断されない場合は消耗品として扱う。判断は図書館にて定められた基準による。</p>

費 目	基 準
【 旅 費 】	研究代表者、研究分担者、その他研究に協力をする者への海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）。
・ 国 内	<p>①杏林大学教育職員学会等出張旅費規程に準ずる。 ただし、以下の項目については本基準に定めることとする。 グリーン料金は支出しない。 航空運賃は、出張の内容及び日程並びに当該出張に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法に該当する場合に実費を支出する。 日当及び宿泊料は研究代表者等の出張に要する出発日から帰着日までの日当及び宿泊料。 支給単価は、別表1（国内旅費）の金額を上限額とし、宿泊費が下回った場合は実費を支出する。</p> <p>②止むを得ない事情がある場合は、上限額を超えて支給することがある。 ただし、その上限は別表1で定める額の2倍を限度とする。 この場合は学長の承認を得なければならない。</p>
・ 外 国	<p>①杏林大学教育職員学会等出張旅費規程に準ずる。 ただし、以下の項目については本基準に定めることとする。 日当は研究代表者等の出国する日から帰国する日までの日当。 宿泊料は研究代表者等の出国する日から帰国する日の前日までの宿泊料。 原則として別表2（外国旅費）の額を上限とする。雑費は予防注射、旅券の交付手数料及び査証手数料並びに入出国税の実費等を支出できる。</p> <p>②止むを得ない事情がある場合は、上限額を超えて支給することがある。 ただし、その上限は別表2で定める額の2倍を限度とする。 この場合は学長の承認を得なければならない。</p>
・ 招 聘	<p>①招聘旅費＝（運賃）＋（滞在費×日数）＋（雑費） 運賃：招聘研究者の外国に居住する地から本邦に帰国する地及び本邦の出国地から外国に居住する地までの運賃。航空賃、船舶運賃、鉄道賃等交通機関を利用する経費は経済的経路による通常運賃で支出する。なお、航空機を利用する場合は、原則として最下級の通常運賃を上限として支出する。 滞在費：招聘研究者の帰国の日から帰国の日までの滞在費（日当・宿泊料に相当）。原則として別表3（招聘旅費）の額を上限とする。 なお、外国に居住する地から帰国日の前日まで及び帰国日の翌日から帰着する日までの日当、宿泊料については、別表2（外国旅（外国旅費））の額を上限に支出することができる。 雑費：予防注射、旅券の交付手数料及び査証手数料並びに入出国税の実費についてのみ支出する。</p> <p>②止むを得ない事情がある場合は、上限額を超えて支給することがある。 ただし、その上限は別表3で定める額の2倍を限度とする。 この場合は学長の承認を得なければならない。</p>

国内②、海外②、招聘②の各基準については、国内情勢等をかながみて年度ごとに見直しを図ることができる。見直しを図る場合は学長の了承を得たうえで、研究者へ通知する。

費 目	基 準
<p>【謝金】</p>	<p>研究に協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等）するものに係る謝金、報酬、賃金、給与または労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること） ※源泉徴収処理は、学園が行う。 厚生労働省分については厚生労働省科学研究費補助金取扱細則に基づく金額</p>
<p>講演謝金</p>	<p>講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金または会議等への出席とは別に来所して助言等を行う協力者に対する助言謝金。原則として別表4の標準単価を適用する。時間単価は、別表4の分野別職位等を参考として、①から⑩までの標準単価の中から適宜単価を選択する。</p>
<p>資料整理・実験補助</p>	<p>おおむね1,000円×勤務時間+交通費等に要した実費相当額</p>
<p>翻訳・校閲 テープ起こし</p>	<p>本業でないものに依頼した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・翻訳：日本語400字当たり、おおむね4,800円 ・校閲：外国語300語当たり、おおむね2,600円 ・テープ起こし：日本語1分当たり、おおむね100円 日本語以外1分当たり、おおむね200円 </p>
<p>その他上記以外</p>	<p>社会通念上常識的な金額</p>
<p>【人件費】</p>	<p>雇用契約を締結した研究協力者の手当等経費 研究室等に一定期間（2日以上）出勤して作業を行わせる等、単発でなく継続して協力を依頼する場合は、研究機関と研究協力者間で契約を結ぶこと。</p>
<p>【その他】</p>	<p>物品費、旅費、謝金のほか当該研究を遂行するための経費 （例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限り）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、レンタル費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用））</p> <p>食事費用等（アルコール類を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・正午をまたぐ時：昼食代として1,000円（税抜）以内 ・午後7時をまたぐ時：夕食代として2,000円（税抜）以内 ・午前10時もしくは午後3時をまたぐ時：お茶、茶菓子代として500円（税抜）以内 </p> <p>会場借用料 会議を開催する会場の借料（開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む。）</p>
<p>会議費</p>	<p>食事費用等（アルコール類を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・正午をまたぐ時：昼食代として1,000円（税抜）以内 ・午後7時をまたぐ時：夕食代として2,000円（税抜）以内 ・午前10時もしくは午後3時をまたぐ時：お茶、茶菓子代として500円（税抜）以内 </p> <p>会場借用料 会議を開催する会場の借料（開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む。）</p>

別表 1

国内旅費

職 名	日 当	宿 泊 料	
		甲 地	乙 地
教 授 准 教 授	2,600 円	13,100 円	11,800 円
講 師 助 教 医 員 実 験 助 手 (日本学術振興会特別研究員)	2,200	10,900	9,800
そ の 他 (大学院生)	1,700	8,700	7,800

(注) 甲地方とは宿泊地が次の場合をいい、乙地方とは甲地方以外をいう。

関 東・・・東京23区、八王子、立川、武蔵野、三鷹、府中、調布、町田、
小金井、国分寺、国立、狛江、多摩、稲城、西東京、さいたま、
千葉、横浜、川崎、横須賀、鎌倉、葉山

東 海・・・名古屋

京阪神・・・京都、大阪、堺、岸和田、豊中、池田、吹田、泉大津、高槻、貝塚、
守口、枚方、茨木、八尾、泉佐野、富田林、寝屋川、和泉、箕面、
高石、東大阪、神戸、尼崎、西宮、伊丹、宝塚

九 州・・・福岡

旅行者が同一地域において滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割に相当する額、滞在日数60日を越える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減額して支給すること。

別表2

外国旅費

職名		教授 准教授		講師 助教 医員 実験助手 (日本学術振興会特別 研究員)		その他 (大学院生)		
		日当	宿泊料	日当	宿泊料	日当	宿泊料	
日当・宿泊料の別		日当	宿泊料	日当	宿泊料	日当	宿泊料	
日までの単価 出国する日から 入国する	指定都市	7,200	22,500	6,200	19,300	5,300	16,100	
	甲地方	6,200	18,800	5,200	16,100	4,400	13,400	
	乙地方	5,000	15,100	4,200	12,900	3,600	10,800	
	丙地方	4,500	13,500	3,800	11,600	3,200	9,700	
同一地域における滞在日数が32日以上になる場合	32日～61日までに 係る単価	指定都市	6,500	20,200	5,600	17,400	4,800	14,500
		甲地方	5,600	16,900	4,700	14,500	4,000	12,100
		乙地方	4,500	13,600	3,800	11,600	3,200	9,700
		丙地方	4,000	12,100	3,400	10,400	2,900	8,700
	62日以上に係る単価	指定都市	5,800	18,000	5,000	15,400	4,200	12,900
		甲地方	5,000	15,000	4,200	12,900	3,500	10,700
		乙地方	4,000	12,100	3,400	10,300	2,900	8,600
		丙地方	3,600	10,800	3,000	9,300	2,600	7,800
備考	別紙参照							

別紙

備考1. 上表に掲げる額は、上限額であり、これを下回ることはできる。

2. 1日において、日当又は宿泊料の額が異なる地域を旅行した場合には、その額の多い方の旅行先の区分に掲げる額とする。

3. 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。なお、本邦を出発した日及び本邦に到着した日の日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

4. 指定都市、甲地方、乙地方、丙地方は以下のとおりである。

〔指定都市〕 シンガポール、ロス・アンジェルス、ニュー・ヨーク、サン・フランシスコ、ワシントン、ジュネーヴ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブ・ダビ、ジェッダ、クウェイト、リアド及びアビジャン

〔甲地方〕 北米地域、欧州地域、中近東地域のうち、指定都市の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロヴァキア、スロヴェニア、タジキスタン、チェッコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、モルドヴァ、ユーゴスラヴィア、ラトヴィア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

〔乙地域〕 指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）

〔丙地域〕 アジア地域（本邦を除く。）中南米地域、アフリカ地域、南極地域のうち、指定都市の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域

なお、各地域は次のとおりである。

＜北米地域＞ 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。））

＜欧州地域＞ ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

＜中近東地域＞ アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェイト、ジョルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにその周辺島しょ

＜アジア地域＞ 本邦を除く、アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ロシア及び中近東地域を除く。）、インドネシア、フィリピン及びボルネオ並びにその周辺の島しょ

＜中南米地域＞ メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

＜大洋州地域＞ オーストラリア大陸及びニュー・ジーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）

＜アフリカ地域＞ アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

＜南極地域＞ 南極大陸及び周辺の島しょ

別表 3

招聘旅費

滞在日数 31 日までに係る 1 日当たり単価	滞在日数 32 日から 61 日ま でに係る 1 日当たり単価	滞在日数 62 日以上に係る 1 日当たり単価
18,000円	16,200円	14,400円

別表 4

講演謝金

(単位：円)

標準単価		分野別職位等		
区分	時間単価	大学の職位	民間	地方公共団体等
①	11,600	大学学長級	会長・社長・役員級	知事・市長村長
②	10,000	大学副学長級		
③	9,000	大学学部長級		
④	8,100	大学教授級 1	工場長級	部長級
⑤	7,100	大学教授級 2	部長級	-
⑥	6,200	大学准教授級	課長級	課長級
⑦	5,300	大学講師級	課長代理級	室長級
⑧	4,700	大学助教・助手級	係長・主任級	課長補佐級
⑨	3,700	大学助手級以下 1	係員 1	課員 1
⑩	2,700	大学助手級以下 2	係員 2	課員 2
⑪	1,700	大学助手級以下 3	係員 3	課員 3

留意事項

- ・別表 4 の分野別職位等の名称区分は、標準単価設定時に想定した適用である。この記述は、当面、参考指標とする。
- ・学長級、副学長級、学部長級には、それらを経験したことのある教授を含めてもよい。
- ・弁護士・医師・公認会計士・作家・俳優・評論家・僧侶・記者・アナウンサー等の個人については職位や階層の一般的な定義がないため、依頼分野における経験年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考として、別表 4 の標準単価の中から適宜単価を選択する。
- ・支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等の実働時間とする。
- ・支払単位は 1 時間とし、1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 分未満の場合は 1 時間とみなす。なお、研修所、大学等の専ら教育・研修を行う施設等が行う授業については、支払単位及び端数の扱いについて、任意に設定してよい。
- ・公務員が公務として講師等を行う場合は支給しないこととする。